

# まちづくり補助金制度一覧

【令和7年4月1日現在】

## 2 交付金

制度名称	対象事業内容	補助率 又 額	想定事業主体 (対象者)	問い合わせ先	
				担当課	担当係 (外線番号)
消防防災活動交付金	地域の消防防災活動に対し交付する。	75万円	消防団	総務課	防災係 (56-9115)
自主防災組織設立交付金	自主防災組織の設立に対し交付する。	5万円	自治会		防災係 (56-9115)
上三川町職員福利厚生事業費交付金	職員の福利厚生の上をを図るため、交付する。	2分の1	上三川町職員互助会		人事係 (56-9110)
自治会総合事務交付金	町と自治会が良好な関係のもとにまちづくりを推進することを目的に町は、自治会に対し事務交付金を交付する。	・均等割 3万円 ・均等世帯割 600円 ・加入世帯割 600円	各自治会	地域生活課	生活係 (56-9129)
第3子以降出産祝金	第3子以降の子の誕生を祝うとともに、健やかな成長を願い、誕生祝金を支給する。	1人につき20万円	第3子以降を出産した保護者で要件を満たす者	子ども家庭課	母子健康係 (56-9132)
妊婦一般健康診査費用助成	妊婦一般健康診査を受託医療機関以外の医療機関において、自己負担で受けた者に対して、検査経費の一部を助成する。	・1回につき、5,000円～2万円 ・1人当たり最大9万5,000円	妊婦		母子健康係 (56-9132)
不妊治療費助成	不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成する。	2分の1 (限度額 20万円)	不妊治療を受けている夫婦		母子健康係 (56-9132)
おたふくかぜ予防接種費用助成	おたふくかぜワクチンを受託医療機関以外の医療機関において、自己負担で接種した者に対して、接種費用の一部を助成する。	3,000円	幼児(1歳児)		母子健康係 (56-9132)
風しん予防接種費用助成	成人の風しんワクチン、または麻しん風しん混合ワクチンを受託医療機関以外の医療機関において、自己負担で接種した者に対して、接種費用の一部を助成する。	・風しんワクチン 3,000円 ・麻しん風しん混合ワクチン 5,000円	風しんの抗体値が低値である19歳～49歳までの女性およびその配偶者		母子健康係 (56-9132)
インフルエンザワクチン予防接種費用助成	インフルエンザワクチンを受託医療機関以外の医療機関において、自己負担で接種した者に対して、接種費用の一部を助成する。	2,000円	生後6月以上小学6年生相当の年齢までの者及び中学3年生、高校3年生の年齢に相当する者		母子健康係 (56-9132)
新生児聴覚検査費用助成	新生児聴覚検査を受託医療機関以外の医療機関において、自己負担で受診した者に対して、受診費用の一部を助成する。	5,000円	生後3ヶ月までの者		母子健康係 (56-9132)
特別の理由による任意予防接種費用助成	骨髄移植等で免疫が消失し、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないため再接種を受ける子どもに対し、当該予防接種費用を助成する。	医師会との委託契約金を上限とする額	骨髄移植等の後に定期予防接種の再接種を受ける子どもの保護者		母子健康係 (56-9132)
骨髄移植ドナー支援事業	骨髄等を提供した者及びその者が勤務する町内に所在する事業所等に対し、奨励金を交付する。	・提供者 2万円/日(7日まで) ・事業所 1万円/日(7日まで)	骨髄等提供者 骨髄等提供者が勤務する町内に所在する事業所		成人健康係 (56-9133)
上三川町新型コロナウイルスワクチン接種体制確保交付金交付事業	新型コロナウイルスワクチン接種の実施について、個別接種を行う町内医療機関に対して交付金を支給する。	個別接種 30万円/年	町内医療機関		成人健康係 (56-9133)
带状疱疹ワクチン接種費用助成	带状疱疹ワクチンを受託医療機関以外の医療機関において、自己負担で接種した者に対して、接種費用の一部を助成する。	2分の1 【限度額】 ・不活化ワクチン 1回1万円×2回 ・生ワクチン 1回4,000円×1回	町内医療機関	成人健康係 (56-9133)	
ねたきり高齢者等介護手当	本町に住所を有する者で、要介護3、4又は5に認定されたねたきり高齢者又は認知症高齢者(認知症対応型共同生活介護受給者、特定施設入所者生活介護受給者及び施設サービス受給者、病院入院者を除く。)を在宅で介護している同居の介護者に対し、ねたきり高齢者等介護手当を交付する。	ねたきり高齢者又は認知症高齢者1人につき月額5,000円	介護者	健康福祉課	高齢者支援係 (56-9191)
上三川町敬老祝金	町民の長寿を祝し、敬老の美風を涵養する。	その年の4月1日から翌年の3月31日までに次の年齢になる高齢者1人につき、 80歳の者 5,000円 85歳の者 1万円 90歳の者 2万円 95歳の者 3万円 100歳の者 10万円	年齢要件等を満たす者		高齢者支援係 (56-9191)
農業振興奨励金	農業施設等(投下固定資産総額が5千万円以上)を新設又は増設した農業者等に対し、固定資産税相当額を3年間奨励金として交付する。	固定資産税相当額	農業者等(認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人)	農政課	農産園芸係 (56-9138)
原油価格・物価高騰対策農業者支援事業	令和6年中の農業収入が50万円以上、又は水田耕作面積が1ha以上の農業者に対し支援金を交付する。	令和6年分農業収入が50万円以上 ・認定農業者又は認定新規就農者 5万円 ・水田耕作面積が10ha以上の農業者又は認定農業者のうち畜産業を営む農業者 10万円 上記以外 2万円	令和6年中の農業収入が50万円以上、又は水田耕作面積が1ha以上農業者		農産園芸係 (56-9138)
令和7年度上三川町エネルギー価格等高騰対策支援金	エネルギー価格等高騰の影響を受けた町内中小企業者に対し、エネルギー経費の一部相当額の支援金を交付する。	10分の2 (限度額 30万円)	町内中小企業者(個人事業主含む)	商工課	商工振興係 (56-9150)
企業誘致奨励金交付金事業	上三川インター南産業団地に立地する企業に対し、企業誘致を促進するため町の規定する誘致条件を満たした企業が、新設又は増設した場合に固定資産税相当額を3年間企業誘致奨励金として交付する。	固定資産税相当額	対象区域に立地した企業		産業団地整備係 (56-9141)
企業誘致奨励金交付金事業(施設再整備)	町内において10年以上継続して立地する工場等を有する企業が、大規模な施設の再整備を行う場合、固定資産税相当額及び都市計画税相当額の一部を奨励金として交付する。	固定資産税相当額及び都市計画税相当額の10分の9 (限度額 1億円)	町内に10年以上継続して立地する工場等を有する企業		産業団地整備係 (56-9141)
上三川町議会政務活動費	議会議員の調査研究のために必要な経費の一部として在職する議員に交付する。	年額 12万円	上三川町議会議員	議会事務局	総務係 (56-9162)
中学校各種大会参加費交付金	関東大会以上の各種大会に参加する者に対し、参加に係る経費を交付する。	実費相当額	各種大会の出場者名簿登録者	教育総務課	学校教育係 (56-9156)

# まちづくり補助金制度一覧

【令和7年4月1日現在】

## 2 交付金

制度名称	対象事業内容	補助率又額	想定事業主体 (対象者)	問い合わせ先	
				担当課	担当係 (外線番号)
上三川町指定文化財管理費補助金	町指定文化財所有者等に対し、文化財の保護に係る日常的な管理及び維持、後継者育成の費用に対し、所有者の希望があった場合に年1回交付する。	・1万円 ・古墳群、建造物、無形文化財については、2万円	町指定文化財の所有者、保持者、保存団体の代表者及び権限に基づく占有者並びに管理責任者	生涯学習課	文化係 (56-3510)
スポーツ大会出場選手激励金	スポーツの普及振興と町民の連帯意識の高揚を図るため、各種スポーツの全国大会もしくは国際大会に資格を得て出場する選手に対し激励金を交付する。	・全国大会 1万円 ・国際大会 3万円	町内在住の小学生、中学生及び高校生で、対象となる大会に出場する者		スポーツ係 (56-9170)